

令和3年8月17日

各社会教育施設長 様

生涯学習部長

国における緊急事態宣言延長に伴う県立社会教育施設の対応について（通知）

このことについて、令和3年8月10日付け生涯学習部長通知により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた県立社会教育施設の対応について通知したところです。本日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年9月12日まで延長されたことを受け、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議が開催され、別添のとおり、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」が改定されました。

県教育委員会の対応としては、引き続き9月12日まで、博物館及び美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館については閉館時間を19時までとして開館することとします。また、講座等についても、引き続き、事前予約制により実施することとします。

本県の新規感染者は変異株（デルタ株）に置き換わりが進んでいることもあって激増が続き、収束する気配が見られません。このような状況に鑑み、施設の運営にあたっては、全ての職員が危機感を共有した上で、感染拡大防止対策をさらに強化・徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ先

生涯学習課

調整グループ 栗原、比留間

電話 045(210)8337(直通)